

電波法施行規則の一部を改正する省令案等に対する意見募集の結果
 —携帯用位置指示無線標識の導入に伴う制度整備—
 (平成 27 年 3 月 24 日 (火) から同年 4 月 22 日 (水) まで意見募集)

【意見募集対象】

- (1) 電波法施行規則 (昭和 25 年電波監理委員会規則第 14 号) の一部を改正する省令案
- (2) 無線局免許手続規則 (昭和 25 年電波監理委員会規則第 15 号) の一部を改正する省令案
- (3) 無線局運用規則 (昭和 25 年電波監理委員会規則第 17 号) の一部を改正する省令案
- (4) 無線設備規則 (昭和 25 年電波監理委員会規則第 18 号) の一部を改正する省令案
- (5) 特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則 (昭和 56 年郵政省令第 37 号) の一部を改正する省令案
- (6) 時計、業務書類等の備付けを省略できる無線局及び省略できるものの範囲並びにその備付け場所の特例又は共用できる場合を定める件 (昭和 35 年郵政省告示第 1017 号) の一部を改正する告示案
- (7) 衛星非常用位置指示無線標識の技術的条件を定める件 (平成 17 年総務省告示第 1225 号) 一部を改正する告示案
- (8) 設備規則第 45 条の 3 の 5 に規定する無線設備の技術的条件を定める件 (平成 18 年総務省告示第 607 号) 一部を改正する告示案
- (9) 携帯用位置指示無線標識の技術的条件を定める件 (新規告示)
- (10) 登録検査事業者等が行う点検の実施方法及び無線設備の総合試験の具体的な確認の方法を定める件 (平成 23 年総務省告示第 279 号) 一部を改正する告示案
- (11) 電波法関係審査基準 (平成 13 年総務省訓令第 67 号) の一部を改正する訓令案

【提出された意見と総務省の考え方】

No.	提出された御意見	総務省の考え方	命令等への反映の有無
1	<p>エマージェンシービーコンの導入に賛成し、以下を提案します。</p> <p>1. 航空海上無線通信委員会報告書の内容と技術基準適合証明規則の表の内容が異なりますので確認願います。</p> <p>2. アメリカでは、ビーコン登録する際には 24 時間の連絡先を書かせていますが、日本でも同じようにしたほうが良いと考えます。</p> <p>3. 全世界で使えるように働きかけて欲しい。</p> <p style="text-align: right;">【甲斐モーター】</p>	<p>本改正案への賛成の御意見として承ります。</p> <p>【1. について】</p> <p>御指摘のとおり、特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の一部を改正する省令案を修正します。</p> <p>【2. について】</p> <p>米国では、緊急時の連絡先として 5ヶ所の登録を義務付けており、同様の対応を求める趣旨と理解しております。御指摘を踏まえ、常時連絡がつく連絡先を複数免許等申請書類に記載するよう無線局免許手続規則の一部を改めることとします。</p> <p>【3. について】</p> <p>今後の参考とさせていただきます。</p>	<p>あり</p> <p>(※反映内容は別紙記載のとおり)</p>

御意見を踏まえ、以下のとおり原案を修正いたします。

変更箇所	パブリックコメント後（修正版）	パブリックコメント時（原案）																																																												
無線局免許手続規則 別表第二号の三第1 注27	(7)の次に次を追加。 (8) 遭難自動通報局にあつては、固体識別コード及び緊急時における申請者以外の2以上の連絡先を記載すること																																																													
特定無線設備の技術 基準適合証明等に関する規則 別表第一号一(3)アの表	<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:15%;">送信速度</th> <th style="width:5%;">(略)</th> <th style="width:15%;">送信時間</th> <th style="width:15%;">送信立ち上がり時間及び送信立ち下がり時間</th> <th style="width:5%;">(略)</th> <th style="width:15%;">変調衝撃係数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>低周波発振器 オシロスコープ</td> <td>(略)</td> <td>低周波発振器 オシロスコープ</td> <td>オシロスコープ又はスペクトル分析器</td> <td>(略)</td> <td>低周波発振器 オシロスコープ</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>23注 ○ </td> <td></td> <td>23注 ○</td> <td>23注 ○ </td> <td></td> <td>24注 ○</td> </tr> </tbody> </table>	送信速度	(略)	送信時間	送信立ち上がり時間及び送信立ち下がり時間	(略)	変調衝撃係数	低周波発振器 オシロスコープ	(略)	低周波発振器 オシロスコープ	オシロスコープ又はスペクトル分析器	(略)	低周波発振器 オシロスコープ													23注 ○		23注 ○	23注 ○		24注 ○	<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:15%;">送信速度</th> <th style="width:5%;">(略)</th> <th style="width:15%;">送信時間</th> <th style="width:15%;">送信立ち上がり時間及び送信立ち下がり時間</th> <th style="width:5%;">(略)</th> <th style="width:15%;">変調衝撃係数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>低周波発振器 オシロスコープ</td> <td>(略)</td> <td>低周波発振器 オシロスコープ</td> <td>オシロスコープ又はスペクトル分析器</td> <td>(略)</td> <td>低周波発振器 オシロスコープ</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>○ </td> <td></td> <td>23注 ○</td> <td>○ </td> <td></td> <td>24注 ○</td> </tr> </tbody> </table>	送信速度	(略)	送信時間	送信立ち上がり時間及び送信立ち下がり時間	(略)	変調衝撃係数	低周波発振器 オシロスコープ	(略)	低周波発振器 オシロスコープ	オシロスコープ又はスペクトル分析器	(略)	低周波発振器 オシロスコープ													○		23注 ○	○		24注 ○
送信速度	(略)	送信時間	送信立ち上がり時間及び送信立ち下がり時間	(略)	変調衝撃係数																																																									
低周波発振器 オシロスコープ	(略)	低周波発振器 オシロスコープ	オシロスコープ又はスペクトル分析器	(略)	低周波発振器 オシロスコープ																																																									
23注 ○		23注 ○	23注 ○		24注 ○																																																									
送信速度	(略)	送信時間	送信立ち上がり時間及び送信立ち下がり時間	(略)	変調衝撃係数																																																									
低周波発振器 オシロスコープ	(略)	低周波発振器 オシロスコープ	オシロスコープ又はスペクトル分析器	(略)	低周波発振器 オシロスコープ																																																									
○		23注 ○	○		24注 ○																																																									